No.51　2012/8/1

1 Minute News

TEL　03(6402)9555
FAX　03(6402)9556
URL　http://www.kojimaz.jp
E-Mail　kojima0509@gmail.com

小嶋税務会計事務所　〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

情報提供料と謝礼の違い

Q 当社は情報提供を専門とする会社に情報提供料を支払っております。また、時には業界に詳しい個人から情報をもらい、その情報提供料として謝礼を支払うケースもあります。聞くところによると、この情報提供料が交際費に該当する場合もあると聞きましたが、どこに注意したらよいのでしょうか？

解説

情報提供料を支払う相手先が、情報提供を生業とする専門業者かそうでないか、また専門業者でない場合は、その支払先が相手先の従業員でない場合は、一定の要件を満たせば交際費に該当しません。

1．情報提供の専門業者に支払う費用は、単純に損金となる

エージェントやブローカーなどの**情報提供を生業として行っている者から情報提供を受ける場合に支払う代金は、情報提供に対する対価であり、全額損金となります**。

2．専門業者ではない者からの情報に対する支払い

専門業者でない者に対する支払いで、次の全ての要件を満たしていない場合は交際費として課税されます。

1）取引に関する情報の提供の対価として支払うこと。**ただし相手方の従業員に対して支払う場合を除く**。
2）情報提供の対価として金品を交付したこと。
3）その金品の交付が**あらかじめ締結された契約に基づくもの**であること。
4）提供を受ける役務の内容が**その契約において具体的に明らかにされている**こと。
5）その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。

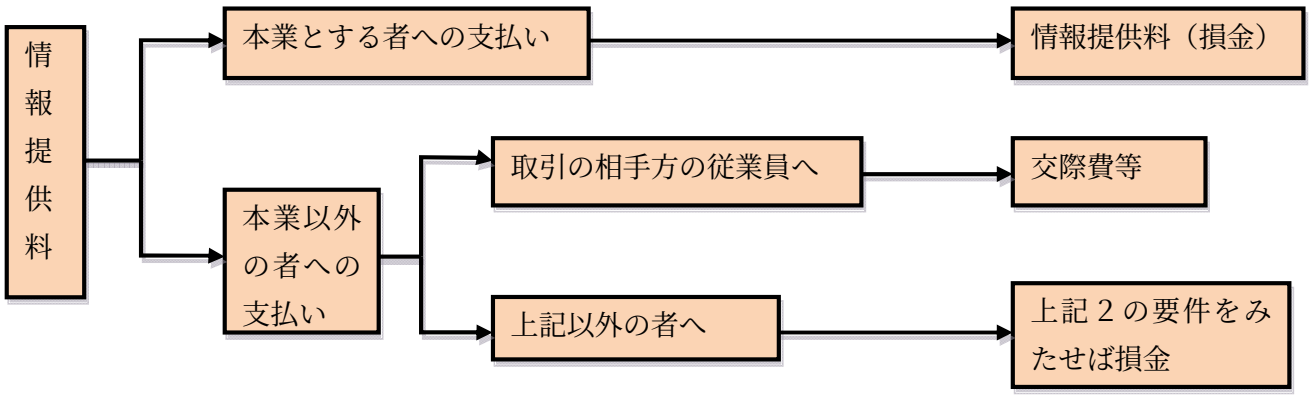

要するに…

情報提供料を支払った場合、**支払いの相手が専門業者の場合は無条件で損金になります**。しかし、専門業者以外の者に支払った場合、取引の相手方の従業員に支払った場合など、**一定の条件を満たさない場合は交際費として課税**されます。